

# イングリッシュキャンプ in 美浜 プログラム

旅行代金 お1人様

発着地	JR名古屋駅	JR静岡駅
旅行代金	66,900円(税込)	73,400円(税込)

交通手段 【各駅・新幹線利用】午前 各駅集合～名古屋駅～貸切バス～愛知県美浜自然の家

宿泊先 愛知県美浜自然の家 (洋室:ベッド、最大10名利用、男女別相部屋) ※参加人数により和室に変更の場合もございます。

2泊3日 ●参加資格:小学3年～小学6年の会員 \*保護者、非会員は参加いただけません。  
●食事:朝2回、昼2回、夕2回(昼食はお弁当を含みます)  
●添乗員:同行いたしません。集合から解散まではイッティー・ジャパンスタッフが同行いたします。  
●募集人員:20名 ●最少催行人員:15名(最少催行人員に達しない場合は、開催中止の場合があります。)

**申込方法**

専用お申込みフォームからお申込みください。

二次元コードの読み取りができない方は下記のアドレスにアクセスしてください。  
https://onl.bz/x3miAdc



申込期間 2023年6月10日(土) 11:00 ~ 6月23日(金) 18:00 まで

**1日目 8月17日(木)**

午前 各駅集合  
12:00 施設到着・オリエンテーション  
13:00 English Lesson ①  
18:00 夕食  
21:00 就寝

**2日目 8月18日(金)**

7:00 朝食  
8:00 アクティビティ  
11:30 昼食  
13:00 散策  
16:00 English Lesson ②  
18:00 夕食  
19:00 星空観察  
21:00 就寝

**3日目 8月19日(土)**

7:00 朝食  
9:30 English Lesson ③  
11:30 昼食  
13:00 帰路へ  
午後 各駅到着後、解散

申込期間前にアクセスすると下の画面になります。

**[Kicks] 2023イングリッシュキャンプ 仮申込フォーム**

「2023イングリッシュキャンプ 仮申込フォーム」の受付は開始しております。  
弊社にてご不具合がある場合は、Kicks事務局までお問い合わせください。

必要事項入力後「送信」を押すと仮申込みが完了します。入力いただいたメールアドレスに内容ご確認メールが自動送信されますのでご確認ください。

## 【お申込みにあたっての注意事項】

\*申込多数の場合は先着順となります。参加決定者へはWISHより申込書をお送りします。  
\*先着順受付となりますので、必ずしもご希望のご友人と一緒に参加できるとは限りません。  
\*ごきょうだいの場合は1回の仮申込で2名まで申込可能ですが、別々の仮申込となった場合は受付順でお席確保の結果が決まります。  
\*天候により時間やアクティビティ内容が変更になる場合がございます。

\*参加決定の方は旅行中、またはその前後で教室のレッスンがある場合でも、振替レッスンや返金などの対応はいたしかねます。  
\*各発着地までは保護者様のご送迎をお願いします。  
\*いかなる場合でも旅行参加の権利は譲渡できません。  
\*当日、集合時間に遅れる場合は、個人負担にて現地までお越しいただきます。

## 受注型企画旅行取引条件説明書

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定めるところの契約書の一部となります。お申し込みいただく前に、この条件書をお読みください。

**1.受注型企画旅行契約**  
「受注型企画旅行契約」(以下単に「契約」といいます。)とは、当社がお客さまの依頼により、旅行の目的地及び日程、お客さまが提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客さまが当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を提供する旅行契約をいいます。

**2.契約の申込み**  
(1)当社がお客さまに交付した企画書に契約の申込みを申し込むこととするお客さまは、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。  
(2)当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段による契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立していません。お客様は、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます(受付は当社の営業時間内とし、営業時間終了後に送信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります)。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。  
(3)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。  
(4)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。  
(5)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。  
(6)当社は、契約責任者が団体・グループでない場合は、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とし、その旨をお申出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、お客さまからの申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に関する費用はお客さまの負担となります。

**3.契約締結の拒否**  
当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。  
(1)当社の業務上の都合があるとき。  
(2)お客さまが次の①から④のいずれかに該当したとき。  
①お客さまが旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。  
②お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。  
③お客さまが当社に対して悪質な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。  
④お客さまが暴言を流布し、誹謗を用い、若しくは威嚇を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。  
(3)当社は、当社が契約の締結を希望するお客さまから問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。  
(4)確定書面を交付した場合には、当社が手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

**4.契約の成立時期**  
(1)当社は、当社が契約の締結を希望するお客さまから問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。  
(2)当社は、書面による予約をもって、申込金の支払いを受けることな契約の申込みを受付ことがあります。この場合、契約の成立時期は、当該契約書面を交付した時に成立します。  
(3)申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客さまが当社に支払う金額の一部に充当します。  
(4)通信契約は、(1)の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

**5.契約書の交付**  
(1)当社は、お客さまの成立後速やかに、お客さまに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。  
(2)契約書面を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

**6.確定書面**  
(1)契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示した運送機関の名称を記載した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日)以降に契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日より前日(旅行開始日より前日)までの確定状況を記載した確定書面を交付します。  
(2)前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客さまから問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。  
(3)確定書面を交付した場合には、当社が手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところと特定されます。

**7.旅行代金の支払時期と旅行代金の変更**  
(1)旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。  
(2)利用する運送機関の運賃・料金を企画書に記載した基準日において有効な公示された適用運賃・料金及び著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客さまは、旅行開始日前に企画料金を支払うことなく契約を解除することができます。通常運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。  
(3)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由により当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところより旅行代金の額を変更することがあります。

**8.契約内容の変更**  
当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由による因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

**9.旅行契約の解除**  
(1)お客さまから企画料金を支払った場合  
①お客さまは、企画書に記載の企画料金を支払って旅行契約を解除することができます。  
②当社は、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関に対して支払うべき取消料の金額を企画書面に添付して明示したときは、お客様は、明示された取消料を支払って旅行契約を解除することができます。  
(2)お客さまから企画料金を支払った場合お客さまは次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金を支払うことなく契約を解除することができます。  
①旅行契約内容に第12項の表の左欄に列示するような重要な変更が行われたとき。

(2)旅行代金が増額されたとき。  
(3)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。  
(4)当社がお客さまに対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。  
(5)当社の責に帰すべき事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。  
(6)お客さまは、旅行開始後において、当該お客さまの責に帰すべき事由による契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、企画料金を取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客さまに払い戻します。  
(7)当社は、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。  
イ.お客さまが病氣、必要ない助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。  
ロ.お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めるとき。  
ハ.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。  
ニ.お客さまが第3項③④から⑥のいずれかに該当することが判明したとき。  
ホ.当社は、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始後に旅行契約を解除することができます。  
イ.お客さまが病氣、必要ない助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。  
ロ.お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者のうちその指示への遵守、これらの者の又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。  
ハ.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。  
ホ.お客さまが第3項③④から⑥のいずれかに該当することが判明したとき。  
(8)前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、運賃料、その他の既に支払い、又はこれから支払われなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでないものと限ります。)を差し引いたものをお客さまに払い戻します。

**10.当社の責任**  
(1)当社は、お客さまは手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を及ぼした場合は損害を賠償いたします。  
(2)お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。  
(3)当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内、当社に対して通知があったとき限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社が故意又は重大な過失がある場合は除きます。)として賠償します。

**11.特別補償**  
当社は、お客さまが旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として国内旅行1500万円、入院見舞金として入院日数1日以内国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円～5万円、旅行中に被った損害を賠償する旨を限度(ただし1個又は1対について)の補償限度は、10万円として支払います。当該企画旅行日程において、お客さまが当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けけない日(旅行日の標準時によります。)が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体または手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われる旨について契約書面に明示したときは、当該日(1)を企画旅行参加中とはいたしません。

**13.お客さまの責任**  
(1)お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。  
(2)お客さまが当社に提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の契約内容について理解するように努めなければなりません。  
(3)お客さまは、旅行参加前に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者の旨を申し出なければなりません。

**19.事故等のお申し出について**  
旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせください。ご連絡先にご通知ください。  
(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

**20.個人情報の取扱いについて**  
当社は、旅行お申込みの際にいただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等(海外の機関等を含む)の手配のために利用させていただきます。必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先でのお客さまのお買い物の便宜のため、お客さまのお名前、パスポート番号および搭乗される航空便等に係る個人情報等を電子的方法等海外・国内免税店等の事業者へ提供いたします。お申込みいただいた際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただいたものとします。  
上記の取扱い、当社の個人情報取扱いに関する方針については、当社のホームページでご確認ください。

**21.約款等**  
旅行条件説明書に記載のない事項は、当社の旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)に定めるところによります。  
2022年9月

企画 **ITTTI** イッティー・ジャパン株式会社 〒465-0045 名古屋市中東区堀若町3-2 KTCビル2階

旅行企画・実施 **wish** ウィッシュインターナショナル株式会社 観光庁長官登録旅行業1361号 (株)日本旅行業協会正会員 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サニービル1階 TEL/0120-951-932 FAX/03-5330-0585 総合旅行業務取扱管理者 佐野善信

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う取引の責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点があれば上記の取扱管理者にご質問ください。